

執筆者:

E-mail✉ 張 翠萍

E-mail✉ 盧 月亭

E-mail✉ 林 婧

E-mail✉ 志賀 正帥

E-mail✉ 蔡 雯嫻

E-mail✉ 李 源

1. 「対外貿易法」の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定¹

全国人民代表大会常務委員会、2022年12月30日公布、同日施行、法律

「対外貿易法」は、1994年に制定され、2004年及び2016年の2回の改正を経て、2022年に3回目の改正が行われた。今回の改正は、ビジネス環境の最適化をより一層進め、貿易成長の潜在力を引き出し、貿易の質の高い発展とハイレベルな対外開放を推進することを目的として、下記の条項を削除することにより、中国の対外貿易経営者の届出登記制を撤廃した。

第9条

貨物の輸出入又は技術の輸出入に従事する対外貿易事業者は、国務院対外貿易主管部門又はその委託する機構で届出登記を行わなければならない。ただし、法律、行政法規及び国務院対外貿易主管部門が届出登記が不要であることを定めた場合には、この限りでない。具体的な届出登記方法については、国務院対外貿易主管部門が定める。

対外貿易事業者が規定どおりに届出登記を行わなかった場合には、税関は、輸出入貨物の通関検査手続を行わない。

貨物の輸出入又は技術の輸出入に従事する対外貿易事業者に対する管理制度について、1994年施行の対外貿易法では許可制が採用されていたが、2001年の中国WTO加盟を受け、対外貿易法の2004年改正により許可制から届出登記制に変更された。

商務部は、かかる法改正及び制度変更に基づき、2004年に「対外貿易事業者届出登記弁法」²を制定した。その後、国務院は全国人民代表大会常務委員会の授権を受けて、対外貿易法9条の暫定的な適用停止により自由貿易試験区での届出登記制を撤廃し、かかる試みは3年間継続された³。そして、3年の試行期間を経て、届出登記制は、今回の改正により全国的に廃止されることになった。

商務部によれば、今回の改正を受け、2022年12月30日以降、各地の商務主管部門は対外貿易事業者届出登記手続を停止し、輸出入関連許可証、技術輸出入契約登記証、割当、国営貿易資格等の関連証書及び資格を申請する市場主体は今後、関係部門から対外貿易事業者届出登記書類の提出を求められなくなる。また、商務部は、各地の商務主管部門が対外貿易事業者届出登記の廃止に伴う業務上の移行対応を適切に行うよう指導し、対外貿易政策・措置を完備することを明らかにしており⁴、今

¹ 中国語: 全国人民代表大会常務委員会关于修改《中华人民共和国对外贸易法》的决定

² 中国語: 对外贸易经营者备案登记办法

³ 「国務院に対する自由貿易試験区における関連法律規定の適用の暫定的調整の授権に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(中国語: 全国人民代表大会常務委員会关于授权国务院在自由贸易试验区暂时调整适用有关法律规定的决定)

⁴ <http://topic.mofcom.gov.cn/article/syxwfb/202301/20230103377035.shtml>

回の改正に伴い、対外貿易事業者届出登記弁法を含む対外貿易経営者届出登記制度と関係する法令の改廃が進むことが見込まれる⁵。

2. 商標法改正草案(意見募集稿)⁶

国家知的財産局、2023年1月13日公示、同年2月27日まで意見募集

中国「商標法」は1983年に施行されて以来、2019年までに4回改正されてきた。そして、民法典をはじめとする新法令との平仄合わせ及び商標をめぐる実務上の諸問題(商標登録後の不使用(中国語:注而不用)、悪意による先取り出願(中国語:悪意抢注)、商標権保護コストの高さ、商標権の濫用・不正行使等)への対応のため、2023年1月、国家知的財産局は、商標法の改正草案意見募集稿(以下、本パートにおいて「本意見募集稿」という。)を公示した。

本意見募集稿は、全10章、101条から構成され、現行法のうちの45か条が修正され、更に23か条が新規に追加された。重要と思われる改正点は、以下のとおりである。

(1) 馳名商標

本意見募集稿は、馳名商標について、「個別案件ごとに認定し、受動的に保護し、必要に応じて認定する」という保護原則を明文化するとともに、馳名商標の保護範囲・程度はその顕著な特徴及び知名度に対応していなければならないとしている。商標の馳名状況を認定する際に考慮すべき要素として、当該商標に対する公衆の認知度、当該商標が継続的に使用されている期間等が現行法において定められているが、本意見募集稿は更に、当該商標が使用されている方法や地域範囲、当該商標の中国国内外における出願・登録状況、当該商標の価値等の要素を追加した。また、馳名商標の保護について、広範な公衆が熟知している馳名商標を複製・模倣・翻訳した商標を使用・登録出願して、当該商標と馳名商標とが相当程度の関係を有するものと公衆に誤認させることにより、(i)馳名商標の顕著な特徴を減殺し、(ii)馳名商標の市場での名声を毀損し、又は(iii)馳名商標の市場での名声を不当に利用した場合には、その使用を禁止し、登録を拒否すると定めている。

(2) 商標登録

商標登録の消極的条件として、公序良俗違反の禁止が追加された。また、商標登録の出願においては、他人が現に保有する先行権利に損害を与えてはならないと現行法で定められているところ、本意見募集稿は、上記「先行権利」を「先行権利又は権益」に拡充するとともに、既に登記・使用され、かつ、一定の影響力を有する企業名称や社会組織名称が上記「他人が現に保有する先行権利又は権益」に含まれることを明らかにした。さらに、一定の場合を除き、同一の出願人が同じ商品・サービスについて同じ商標を重複して出願する行為を禁止するとしている。

(3) 悪意による商標出願

本意見募集稿は、悪意による商標出願に当たる場合について、以下の具体例を定めた。

- ① 使用を目的とせず、商標登録を大量に出願し、商標登録の秩序を乱す場合
- ② 欺罔又はその他の不正な手段により商標登録出願をする場合
- ③ 国の利益、社会公共利益を損ない、又はその他の重大な悪影響を及ぼす商標の登録出願をする場合
- ④ 先取り出願などを行い、故意に他人の適法な権利若しくは権益を損ない、又は不当な利益の取得する場合

また、先取り出願などにより登録された商標について、先行権利者が当該登録商標を自己の名義に変更するよう申請することができる制度を新設した。

⁵ 対外貿易経営者届出が不要となったものの、輸出入においてはもとより税関、検査検疫部門、外貨管理部門、税務部門等における手続が必要となっており、その中では対外貿易経営者届出とリンクしているものもある。例えば、税関における輸出入貨物荷受荷送人届出(「税関通関単位届出管理規定」(中国語:海关报关单位备案管理规定))は対外貿易経営者届出を前提としているため、関連規定の改正が今後行われるものと推察される。

⁶ 中国語: 商标法修订草案(征求意见稿)

さらに、悪意による商標出願に対する行政罰や先取り出願などに基づく民事責任に関する規定を新たに設けた。

(4) 商標使用状況の説明義務

商標の登録日から5年満了するごとに、満了後12か月以内に当該商標の使用状況又は使用していない理由を国家知的財産局に説明すべき義務、当該義務を怠った場合の責任、国家知的財産局による説明内容の真実性に対する抜き打ち調査等について、新たに規定が置かれた。

(5) 商標使用許諾関連

商標の使用許諾について、現行法によれば、ライセンサーはライセンシーが使用許諾された登録商標を使用する商品の品質を監督し、ライセンシーは当該商品の品質を保証しなければならないとされている。本意見募集稿は、ライセンサーやライセンシーが上記義務に違反し、消費者に損害をもたらした場合の行政罰に関する規定を追加した。

(6) 紛争解決手段

仲裁機関による仲裁、知的財産管理部門による行政裁決、登録商標専用権侵害の有無などに関する確認訴訟等に関する規定が追加され、商標権関連の紛争解決手段を充実させた。

ほかに、インターネット・ECを通じて行われる一定の行為の商標使用行為や登録商標専用権侵害行為への該当性、登録商標の取消事由の追加、法執行部門が採りうる措置の充実化、商標権侵害に関する公益訴訟制度の新設等を重要な改正点として挙げることができる。

本意見募集稿は、市場秩序を乱す悪意による商標出願をはじめとする不正行為に対する規制を強化し、また、上記(4)や(5)で述べたような新たな義務を商標権者に課しているため、これらが正式に公布される改正法にどこまで反映されるかに関心が集まっている。

3. 外商投資による研究開発センターの設立をより一層奨励することに関する若干の措置⁷

国務院弁公庁、2023年1月11日公布、同日施行、国務院規範性文書

北京市、上海市及び広東・香港・マカオグレーターベイエリアにおいて外商投資による研究開発センター(以下「外資研究開発センター」という。)の集中が進む中、外資研究開発センターの発展をより一層支援することを目的として、2023年1月11日に、商務部及び科学技術部は「外商投資による研究開発センターの設立をより一層奨励することに関する若干の措置」(以下「本措置」という。)を制定し、国務院弁公庁はこれを各省レベルの人民政府や各国務院部門・所属機関宛てに発出した。本措置は4つのテーマから計16の措置を提示しており、その主な内容は以下のとおりである。

(1) 科学技術イノベーションへの支援

外資研究開発センターについて、(a)科学技術イノベーションに係る優遇税制の徹底及びハイテク企業認定サービスの強化、(b)大型研究開発機器や国の重要科学技術プロジェクトにおける科学技術報告及び関連データの適法な活用の推奨、(c)産業・教育・研究開発間の共同研究の促進、(d)オープンイノベーションプラットフォームの設立の支援、(e)金融機関からの支援の奨励、(f)政府の科学技術計画プロジェクトへの参加の奨励などの措置が提示されている。

⁷ 中国語: 关于进一步鼓励外商投资设立研发中心若干措施

(2) 研究開発の利便性の向上

まず、データ越境移転に関する法整備が中国で急ピッチで進められている中、研究開発データの適法かつ自由な越境移転を支援する方針が取り上げられていることは、特に注目に値する。具体的には、中共中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室の主導のもとで、工業情報化部、公安部等の政府部門及び各省レベルの人民政府において、重要データ及び個人情報の越境移転に必要な安全評価を効率的に行い、研究開発データの安全かつ秩序ある自由な流動を促進するとしている。これと関連する動きとして、弊所の「中国最新法令・政策動向速報(2022年総括号I)」⁸でも触れた、2023年1月18日におけるデータ越境移転安全評価の初の合格事例を挙げることができる。北京市インターネット情報弁公室によれば、首都医科大学付属北京友誼医院とオランダのアムステルダム大学医学センター(Amsterdam University Medical Center, AUMC)との共同研究プロジェクトにおいて、医療健康データの越境移転が安全評価に合格した。同事例は、国内の公立病院が保有する臨床症例における医療健康データが外国の主体に移転されることを認めたものであり、外資研究開発センターにおける研究開発データの越境移転の前例とはいえないものの、国際共同研究を促進すべく、研究開発目的でのデータの適法な越境移転を積極的に支援するという中国当局の姿勢が窺える。

また、知的財産権については、知的財産権の対外移転制度を改善するとともに、技術輸出入管理を整備し、多国籍企業グループ内の技術の越境移転を円滑化するなどとしている。

さらに、外資研究開発センターが国・省レベルのプロジェクトに用いる遺伝子組換え生物や生体材料については、要求に適合するものに対して検疫・審査手続における利便性を与え、研究開発目的で一時的に入国させた研究開発用重要設備や試験用車両などについては、国外返送までの期限を延長するなどの措置が提示されている。

(3) 海外人材誘致の奨励

外資研究開発センターがチーム単位で、チームに所属する外国籍メンバーのために労働契約期間を超えない単発の就労許可及び5年を超えない就労類居住許可の申請することを認め、真実・適法な越境資金受払手続の簡便化を図るなど中国における就労の利便性の向上を図っている。また、外資研究開発センターの雇用する海外のハイレベル人材や希少人材については、職階(中国語: 职称)評価審査における特別ルートを設定して高いランクの職階(中国語: 高級职称)への申請を容易にし、住宅、子供の教育、配偶者の就労、医療保障等の面において援助を強化することなどの措置が提示されている。

(4) 知的財産権保護レベルの引上げ

(a)商業秘密の保護範囲、侵害行為及びその法的責任を更に明確にし、権利侵害訴訟手続を整備して商業秘密に対する司法による保護を強化し、(b)知的財産権保護メカニズムの構築を強化し、(c)知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を全面的に実施し、特許権侵害紛争に係る行政裁決制度を活用するなどして知的財産法のエンフォースメントの水準を高めるとしている。

本措置については、各措置の効果的な実施を確保すべく、商務部及び科学技術部が関連部門とともに、各々の役割に応じて組織的にその実現に対する保障を強化し、より一層協力して政策の宣伝・推進を着実にやり、タイムリーに関連政策を策定することが、また、条件に合致する外資系研究開発センターによる各関連政策の享受を確保すべく、各地の行政当局が実情に応じて管理や行政サービスを整備し、関連措置の入念な実施を促進することがそれぞれ予定されている。そのため、今後、関連政策や各措置に関する細則の制定状況について引き続きフォローアップする必要がある。

4. 企業中長期外債審査登記管理弁法⁹

国家發展改革委員会、2023年1月5日公布、同年2月10日施行、部門規則

中国国内企業による中長期外債借入れの関連事項について、国家發展改革委員会(以下「NDRC」という。)は、2015年9月14

⁸ 弊所 HP 掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年総括号I)(2023年1月27日号)」(https://www.nishimura.com/ja/news/letters/china_230127.html)を参照されたい。

⁹ 中国語: 企业中長期外債審核登記管理辦法

日に「企業外債発行届出登記制管理改革の推進に関する通知」¹⁰(以下「2044号文」という。)を公布し、また、政策Q&A及び手続ガイドライン(以下「旧政策・ガイドライン」と総称する。)の発表を通じて2044号文に対して追加の解釈及び説明を行っていた。2044号文の施行により、中国国内企業による中長期外債借入れに関する管理制度は、それまでの承認制から届出登記制に変更されたが、中国国内企業による中国国外からの借入れが著しく増加したことに伴い、2044号文における一部の管理規定が市場の実状に合わなくなり、また、旧政策・ガイドラインについても更なる制度化や明確化が必要になった。これらの事情を踏まえ、NDRCは、2022年8月26日における「企業中長期外債審査登記管理弁法(意見募集稿)」(以下、本パートにおいて「本意見募集稿」という。)¹¹の公示を経て、2023年1月5日に「企業中長期外債審査登記管理弁法」(以下、本パートにおいて「本弁法」という。)を正式に公布した。本弁法は、2044号文や旧政策・ガイドラインなどの内容を調整・修正するとともに、中国国内企業による中長期外債借入れに関する管理制度を届出登記制から審査登記制に変更した。なお、本弁法の施行により2044号文は廃止された。

本弁法は総則、外債の規模及び用途、外債審査登記、外債リスク管理及び期中・事後の監督管理、法律責任並びに附則の全6章、37条から構成され、その内容は基本的に本意見募集稿を踏襲している。本意見募集稿からの変更点に触れながら、本弁法の重要な点について次のとおり紹介する。

(1) 適用範囲

本弁法において企業中長期外債借入れ(以下「外債」という。)とは、中国国内企業(各種金融企業、非金融企業を含む。)及びその支配する(半数以上の議決権を直接若しくは間接に保有し、又は半数以上の議決権を保有していないものの、企業の経営、財務、人事、技術等の重要事項を支配できる。)中国国外の企業又は支店が行う、中国国外からの人民元又は外貨建ての返済期間が1年を超える負債性金融商品(debt instruments)の借入れを指す。ここにいう負債性金融商品の種類については、優先債、永久債、資本債、ミディアムタームノート、CB債、EB債、ファイナンスリース及び商業融資が挙げられている。なお、本意見募集稿では「優先株」が記載されていたが、本弁法では削除された。

本弁法によれば、中国国内企業が直接又は間接に外債を借り入れる前にNDRCの外債審査登記手続を完了させ、その借入れ後に一定の報告義務を履行しなければならないとされている。ここでいう間接的な外債借入れ(以下「間接借入れ」という。)とは、主な営業活動を中国国内で行う企業が、中国国外で登記された企業の名義において、当該中国国内企業の持分、資産、収益又はその他の類似権益に基づき、中国国外で社債を発行し、商業ローンを借り入れる場合などを指す。

(2) 外債の用途

本弁法は、外債の用途に関する「ネガティブリスト」を設け、下記用途を禁止している。なお、本意見募集稿では「損失の補填」も記載されていたが、本弁法では削除された。

- ① 中国の法令に違反するもの
- ② 中国の国家利益及び経済、情報データ等の安全に脅威又は損害を及ぼすもの
- ③ 中国の経済マクロコントロール目標に反するもの
- ④ 中国の関連発展計画及び産業政策に違反するもの
- ⑤ 地方政府隠れ債務を新たに追加するもの
- ⑥ 投機等の行為に用いるもの
- ⑦ 銀行類金融企業を除く主体による他人への転借行為(外債審査登記申請資料に明記かつ認可を受けたものを除く。)

(3) 外債借入れの条件

外債借入れの条件については、本弁法は、本意見募集稿に記載されていた「既に発行された債券その他の債務が違約状態又は元利の支払遅延状態にないこと」を削除し、以下の3点を定めている。

- ① 法により設立され、かつ、適法に存続し、経営しており、健全で、運営状況が良好な組織機構を有していること。

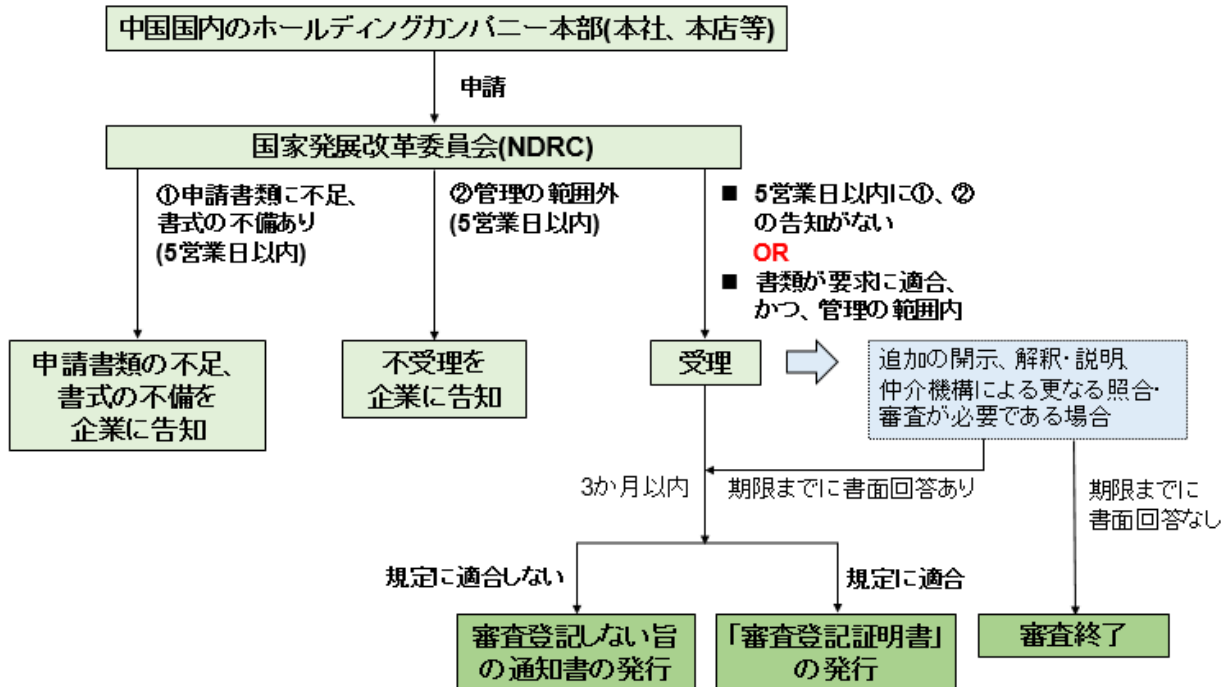
¹⁰ 中国語: 关于推进企业发行外债备案登记制管理改革的通知。2015年9月14日公布、同日施行。

¹¹ 本意見募集稿とその2044号文及び旧政策・ガイドラインとの比較については、弊所HP掲載の「中国最新法令・政策動向速報(2022年9月15日号)」(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/china_220915.html)を参照されたい。

- ② 合理的な外債資金ニーズがあり、用途が本弁法の規定に適合し、信用状況が良好で、債務の弁済能力を有し、健全な外債リスク防止メカニズムを有していること。
- ③ 企業、その支配株主及び実質的支配者において、直近3年間、汚職、賄賂、財産の横領、流用若しくは社会主義市場経済秩序を破壊する刑事犯罪が存在せず、又は犯罪の疑いにより、司法機関による立件・捜査中ではなく、若しくは重大な違法の疑いによる立件・調査中ではないこと。

(4) 外債審査登記手続

本弁法が定める外債審査登記手続は、概ね以下のとおりである。



本弁法では、旧制度を一部維持しつつ、NDRC の管理実務に基づく調整が行われ、外債審査登記の適用範囲、登記主体、資金用途、審査手続、変更登記等について具体化・明確化が行われた。他方、上記(1)に述べた間接借入れの定義における「中国国内企業の持分、資産、収益又はその他の類似権益に基づき」の部分の抽象的であり、例えば、中国国内企業がコンフォートレターやキープ・ウェル・レターを提供することも含まれるかなど、不明確な点も残っている。また、今回の審査登記制への変更により、外債借入れの実行に要する時間が増えることが予想されるため、企業はスケジュール管理に注意する必要がある。

なお、NDRC は 2023 年 2 月 9 日に、本弁法の施行に合わせて「外債審査登記に関する手続ガイドライン」¹²を公布している。同ガイドラインは、①基本情報、②手続の流れ図、③申請資料のサンプル、④よくある間違いの例及び⑤Q&A から構成されている。そのうち、⑤Q&A は、企業が本弁法の施行前に 2044 号文に基づき取得した「審査登記証明書」の有効性を認める一方、本弁法に基づく外債リスク管理及び期中・事後の監督管理に関する規定の遵守が求められることを明確にし、間接借入れの定義における「主な営業活動を中国国内で行う」に関する判断基準についても補足を行うなど¹³、運用上のあり得る問題点の明確化が図られており、重要な参考になる。もっとも、上記の「中国国内企業の持分、資産、収益又はその他の類似権益に基づき」ことに関する説

¹² <https://services.ndrc.gov.cn/ecdomain/portal/portlets/bjweb/newpage/guide/guidService.jsp?idseq=015129f104454807925c29306adbc6c9&code=&state=123>

¹³ 具体的には、「実質優先の原則を遵守し、財務指標、経営状況等の側面から判断をしなければならない。例えば、中国国内企業の営業収入、純利益、総資産又は純資産のいずれかの指標が発行人/借入人の監査済連結財務諸表の同時期の関連データの50%を超える場合、かつ、経営活動の主要部分が中国国内で実施され、又は主要な場所が中国国内に所在する場合(又は経営管理を担当する高級管理者の多くが中国国民であり、若しくは常居所が中国国内にある場合)には、規定に従い申請しなければならない。」と記載されており、関係事由について確定することができない場合には、具体的な状況について、NDRC に問い合わせることができる旨が記載されている。

明がなされておらず、今後の実務運用における明確化が待たれる。

5. 信用失墜行為是正後の信用情報回復管理弁法(試行)¹⁴

国家発展改革委員会、2023年1月13日公布、同年5月1日施行、部門規範性文書

2015年から、NDRCの主導により構築された全国信用情報共有プラットフォーム、並びにNDRC及び中国人民銀行の指導のもとで構築された「信用中国」ウェブサイトの運用が始まり、各地においても地方版の信用情報共有プラットフォーム及び信用ウェブサイトが続々とローンチされた(以下、これらの信用情報共有プラットフォーム及び信用ウェブサイトを含わせて「信用プラットフォームウェブサイト」という。)。信用プラットフォームウェブサイトは、法人及び非法人組織(以下「法人等」という。)並びに自然人に関する基本情報、行政許可情報、行政処罰情報、経営(活動)異常名簿(状態)に係る情報、重大信用失墜主体名簿に係る情報、信用評価情報、裁判・執行情報等を収集・公示している。2019年に、NDRCは、「信用中国」ウェブサイト等に公示される行政処罰情報の公示期間、公示終了に係る申請手続等の信用情報の回復に関する事項について、「『信用中国』ウェブサイト及び地方信用ポータルサイトにおける行政処罰情報の信用回復メカニズムをより一層整備することに関する国家発展改革委員会弁公庁の通知」¹⁵を公布した。今回、NDRCは、「信用失墜行為是正後の信用情報回復管理弁法(試行)」(以下、本パートにおいて「本弁法」という。)を制定し、信用プラットフォームウェブサイトにおける信用情報の回復に係る方法及び手続などについて更に詳細に定めた。その主な内容は、以下のとおりである。

(1) 信用情報の回復方法

本弁法において信用情報の回復とは、信用主体が自己の信用状況を積極的に改善し、信用失墜行為を是正し、関連義務を履行した後に、信用失墜行為を認定した機関(以下「認定機関」という。)又は信用失墜情報を収集した信用プラットフォームウェブサイトの運営機関(以下「収集機関」という。)に申請し、認定機関又は収集機関が関係規定に従い、公示された信用失墜情報を削除し、又は当該公示を終了することをいう。信用情報の回復方法は、次のとおりである。

① 重大信用失墜主体名簿からの削除

認定機関は、重大信用失墜主体名簿からの削除申請を受理したうえで、名簿からの削除に同意するか否かを審査・決定する。「信用中国」ウェブサイトは、認定機関より削除に係る情報が共有された日から3営業日以内に、当該情報の公示を終了する。なお、認定機関に対する削除申請の要件などは、本弁法では取り上げられておらず、各認定機関の定める関連規定に従うことになるとと思われる。

② 行政処罰情報の公示終了

行政処罰情報の公示終了の申請は、収集機関に提出し、収集機関が関係規定に従いこれを取り扱う。信用情報プラットフォームウェブサイトの公示対象は、原則として、一般手続により法人等に対して発出された行政処罰情報(警告や通報・批評を除く。)である。行政処罰情報の最短公示期間は3か月(ただし、食品、医薬品、特殊設備、安全生産、消防分野に関するものは1年)であり、最長公示期間は3年である。最短公示期間が経過した後、最長公示期間の満了よりも前に公示を終了するよう申請することができる(以下「公示繰上げ終了」という。詳細は下記(2)参照)。なお、最長公示期間が経過した後、行政処罰情報の公示は、自動的に終了する。

③ その他の信用失墜情報の回復

その他の信用失墜情報の回復については、認定機関の関係規定に従って実施するとされている。

¹⁴ 中国語: 失信行为纠正后的信用信息修复管理办法(试行)

¹⁵ 中国語: 国家发展改革委办公厅关于进一步完善“信用中国”网站及地方信用门户网站行政处罚信息信用修复机制的通知

(2) 行政処罰情報の公示繰上げ終了

行政処罰情報の公示繰上げ終了を申請するためには、次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 行政処罰決定の定める義務を完全に履行し、違法行為を是正したこと。
- ② 最短公示期間を経過したこと。
- ③ 信用承諾¹⁶を公表すること。


法人等は、行政処罰情報の公示繰上げ終了を申請する場合には、「信用中国」ウェブサイトを通じて当該ウェブサイトの運営者である国家公共信用情報センターにその旨を申請し、(a)上記の要件①を満たしている旨を説明できる書類(行政処罰機関が作成した意見書など)及び(b)上記の要件③の信用承諾を書面により提出しなければならない。当該センターは、申請を受理した日から7営業日以内に、公示繰上げ終了が可能か否かを決定し、公示繰上げ終了を認めない場合には、その理由を説明しなければならない。

本弁法は、信用情報回復の管理に関する重要な法整備を総合的かつ体系的に構築するとともに、信用情報回復メカニズムの種類及び信用情報回復の方法の具体的な要件及び手続を明確にすることによって、信用主体の「復権」への期待値を高め、信用失墜行為の積極的・自発的な是正を行うインセンティブを与えたものといえる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁶ 当該信用承諾の内容には、提出書類が真実かつ有効であること、承諾への違反に基づく責任を負う意思があることを明確にすることを含まなければならないとされている。